

原議保存期間	5年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

各地方機関の長 殿
 各都道府県警察の長
 (参考送付先)
 各附属機関の長

警察庁丙総発第9号
 警察庁丙支発第1号
 警察庁丙情管発第11号
 警察庁丙通施発第3号
 平成29年2月22日
 警察庁長官官房長
 警察庁刑事局長
 警察庁情報通信局長

警察庁情報管理システムによる留置情報照会業務実施要領について(通達)

警察庁情報管理システムによる留置情報照会業務については、「警察庁情報管理システムによる留置情報照会業務の実施について」(平成7年9月12日付け警察庁丙総発第70号ほか。以下「旧通達」という。)に基づき実施しているところであるが、この度、留置情報照会業務に係る関連通達の内容の整理その他所要の修正を行い、別添のとおり「警察庁情報管理システムによる留置情報照会業務実施要領」を制定したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い旧通達は廃止する。

別添

警察庁情報管理システムによる留置情報照会業務実施要領

第1 留置情報照会業務の目的

留置情報照会業務は、留置施設が保有する被留置者に係る特異動向又は疾病等(以下「特異動向等」という。)の情報を一元的に管理し、これを都道府県警察において効果的に活用することにより、もって被留置者の状況に応じた適切な処遇並びに留置施設の規律及び秩序の維持に資することを目的とする。

第2 基本構成

留置情報照会業務は、警察庁情報通信局情報管理課情報処理センターに設置する電子計算機並びに警視庁及び各道府県警察本部(以下「警察本部」という。)の照会センターに設置する即時処理用端末装置を用いて行う。

第3 運用体制

1 警察庁における運用体制

- (1) 警察庁に警察庁運用責任者を置き、警察庁長官官房総務課長をもって充てる。
- (2) 警察庁運用責任者は、留置情報照会業務の適正かつ円滑な実施のための指導及び調整を行うものとする。
- (3) 警察庁運用責任者は、その任務の遂行に当たり、警察庁長官官房総務課留置管理室の職員の中から運用担当者を指定して、その者に任務の補佐をさせるものとする。

2 警察本部における運用体制

- (1) 警察本部に都道府県運用責任者を置き、警察本部の留置管理業務担当課長(警視庁総務部留置管理第二課長を除く。)をもって充てる。
- (2) 都道府県運用責任者は、留置情報照会業務の適正かつ円滑な運用を行うものとする。
- (3) 都道府県運用責任者は、その任務の遂行に当たり、当該課の職員の中から運用担当者を指定して、その者に任務を補佐させるものとする。

第4 ファイルの種類

留置情報照会業務において利用するファイルの種類は、次のとおりとする。

1 留置情報ファイル

被留置者の適正な処遇並びに留置施設の規律及び秩序の維持に資することを目的に、第5に定める登録によって作成されるファイル

2 関連ファイル

「犯歴Aファイルの取扱いについて」(平成26年4月1日付け警察庁丙支発第10号)に規定する犯歴Aファイル

第5 業務の内容及び運用時間

1 業務の内容

- (1) 被留置者に係る特異動向等に関するデータの登録

(2) 被留置者に係る特異動向等に関するデータの照会

2 運用時間

留置情報照会業務は、24時間運用で行うものとする。ただし、保守等のため運用を停止する必要がある場合は、この限りではない。

第6 登録及び照会

- 1 都道府県警察は、被留置者のうち特異動向等を有する者に係る留置期間中の動静に関するデータの登録を行うものとする。
- 2 都道府県警察は、被留置者の留置に際し必要があるときは、その者に係る過去の留置における特異動向等に関する登録データの有無及びデータの内容について照会することができる。

第7 安全の確保

1 運用管理対策等

留置情報照会業務の情報セキュリティに関して実施する運用管理対策、物理的対策、技術的対策及びその他の事項については、「警察における情報セキュリティに関する訓令」(平成15年警察庁訓令第3号)、「警察における情報セキュリティに係る管理体制」(平成29年1月31日付け警察庁丙情管発第5号ほか別添)、「警察情報システム及び管理対象情報の取扱い」(平成29年1月31日付け警察庁丙情管発第6号ほか別添)、「警察情報システムの情報セキュリティ要件」(平成29年1月31日付け警察庁丙情管発第7号ほか別添)等、警察情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

2 個人情報の取扱い

留置情報照会業務における個人情報の取扱いについては、「警察情報管理システム運用管理要綱の改正について（依命通達）」(平成22年3月30日付け警察庁乙情発第3号ほか)及び「警察情報管理システム運用管理要領の制定について」(平成28年3月28日付け警察庁丙情管発第33号ほか)に定めるところにより、その安全の確保に努めなければならない。

3 その他

都道府県警察は、留置情報照会業務に関するデータの安全を確保するため、次に掲げる事項について必要な措置を定めなければならない。

- (1) 登録及び照会の記録管理に関する事項
- (2) 原票の取扱いに関する事項
- (3) 不正照会の防止に関する事項
- (4) その他必要な事項

第8 データ処理の部外への委託

警察庁運用責任者及び都道府県運用責任者は、留置情報照会業務に係るデータ処理を部外に委託してはならない。

第9 その他

留置情報照会業務の実施に必要な細目的事項は、別に定める。